

## 鳥取県告示第 603 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡湯梨浜町大字別所字地合谷836の1、836の2、字杉ノ子896の1、896の3、字小芦谷905の1、字大芦谷925の1（次の図に示す部分に限る。）、925の3、925の4（次の図に示す部分に限る。）、字寺谷947の1、字下ノ宮内ヶ原948の1、大字羽衣石字妙見谷1226の2、1226の3、1226の11から1226の69まで、字二ノ宮谷1226の72、1226の74、1236の1から1236の47まで、字西大和1261の1、1261の4から1261の53まで、1270、1271、字西新市1272から1274まで

### 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### 3 変更後の指定施業要件

#### （1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、東郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### （2）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）